平成２７年（フ）第６３８号
千葉県柏市花野井750番地13　ルパ・シャン202号
債務者　迎　　有貴
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２８９号
青森市幸畑１丁目16番17号
債務者　木村　尋美
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６８３号
熊本県上益城郡嘉島町大字下六嘉3569番地
債務者　松森　尚美
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６８７号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼866番地４
債務者　丸野さざみ
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３５号
岐阜県高山市下一之町65番地
債務者　澤井　香織
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前11時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第１０２６号
東京都八王子市片倉町313番地10
債務者　小林　丈夫
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１７０号
沖縄県うるま市石川東山本町２丁目３番47号
債務者　上原チエ子（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第９６３号
東京都昭島市玉川町５丁目15番17号
債務者　小泉　　亨
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月10日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２６４号
横浜市保土ケ谷区上菅田町32番地　サンフェロー303号
債務者　田中慎一郎
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２８２号
神奈川県藤沢市村岡東２丁目718番地　彦坂アパート205号
債務者　高谷　惠子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６６号
長崎県佐世保市俵町13番23号　古賀ビル４Ｆ401号、前住所長崎県佐世保市木風町27番地１　サンフォレスト木風301号
債務者　川尻　恭之
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第２２９４号
横浜市港北区綱島西１丁目17番１号　竹生貸家２Ｆ
債務者　花田　文江
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３３１号
横浜市戸塚区戸塚町4730番地　オークイーストＣ－101号
債務者　八木　僚一
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２６６号
横浜市泉区和泉中央南４丁目23番10号　グリーンヒル和泉Ａ203
債務者　石橋幹一郎
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３６号
愛知県知立市八橋町寺内７番地１
債務者　清水　政幸
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月10日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係